

第5章

韓国における廃棄物貿易規制の現状と課題

——有害廃棄物と中古家電を中心に——

鄭 城 尤



韓国から輸出される予定の中古モニター。モニターの場合，輸出も生産者責任を果たしたと見なされている（ソウル，2009年11月）。

（小島道一撮影）

はじめに

有害廃棄物や再生資源、中古品の越境移動に対する政策的立場は、国および地域によって大きく異なっている。アジア地域でも、中国、インドネシア、ベトナムなどの途上国は輸入された有害廃棄物の不適正処理による汚染への懸念から、有害な再生資源の輸入を禁止する措置をとっている。また、中古品に対しても、原則輸入禁止の国がある一方で、製造年度を基準に輸入を統制する国もあるなど、何らかのかたちで規制をかけようとする傾向もみられる。先進国では、日本のように再生資源や中古品の輸出による国内リサイクルの空洞化への懸念がある一方、有害廃棄物等の不適正な輸出をどのように管理するかが問題となっている。韓国は、OECDには加入しているものの、石炭灰の輸入による環境汚染や輸出される使用済み家電の適正管理など、廃棄物・再生資源の、輸入国と輸出国双方の面で課題を抱えている。

2000年代に入り、国際的にはE-waste（電気・電子機器廃棄物）の越境移動による輸出先での環境汚染が、国内的には日本からの石炭灰による環境汚染が大きく取り上げられ、有害廃棄物の越境移動が徐々に注目されてきている。韓国の対応策としては、バーゼル条約の国内実施法として1992年に制定・施行された「廃棄物の国家間移動及びその処理に関する法律」（以下、国移法）に加えて、2008年には廃棄物輸出入に対して、「申告」制度が新設された。また、中古家電の輸出に対しては、製造業者の再活用義務との連携が図られているなど、独自の取組が積極的に講じられている。そこで、これらの取組を適正な国際リサイクルおよびリユースの向上という面から検討する必要があるが、そのような作業は、現在のところほとんど行われていない。

本章では、これまで研究が十分に行われていない、韓国における廃棄物貿易規制の現状と課題を検討する。とくに廃棄物のうち、環境汚染の可能性の高い有害廃棄物と、国際リユースの拡大との関連で注目されている中古家電を主に取り上げる。貿易規制の内容と実際の施行状況を照らし合わせること

によって、廃棄物貿易規制の成果と課題を明らかにする。

本章の構成は以下の通りである。まず第1節において、韓国における廃棄物法令と貿易規制の変遷を述べる。続く第2節と第3節では、それぞれ有害廃棄物と中古家電を主な対象とする貿易規制と施行状況を関連づけて検討する。そして最後に、本章の検討により得られた示唆および改善のための政策課題をまとめる。

第1節 韓国における廃棄物関連の法令と貿易規制

1. 廃棄物の定義

現在、韓国で固形廃棄物を管理している「廃棄物管理法」(以下、廃管法)において、廃棄物とは「ごみ、燃焼滓、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体などで、人間の生活や事業活動に必要ではなくなった物質」と定義されている⁽¹⁾。実際に、ある物質が廃棄物にあたるか否かに関する最終的な判断は、裁判にゆだねられる場合が多いが、本章では、法律の執行を担当している環境部の解釈を中心に述べる。上記の規定からすると、廃棄物の判断基準については、排出者の観点が重視されていることがうかがえる。つまり、排出者ではない第三者にとって、有用か無用か、そして有償か無償かというよりも、排出者において必要ではないと判断し排出したものが、規定上廃棄物として取り扱われるということである。たとえば、事業場の製造工程上で発生し廃棄された物質に対し、再活用(定義など、詳細は本節第2項を参照)を目的として供給された場合には、申告義務など廃棄物に対する法律的義務が発生する判決が下された(キム・ホンギョン [2007: 257])。そして、自社で生産された欠陥製品(規格以下または返品)を再び原料として使用する場合には、廃棄物として扱われないが、他社の欠陥製品を製品生産の原料として使う場合には、廃棄物として認定される(環境部 [2004: 7])。

また、廃棄物の輸出入と関連し、国移法では、廃棄物はバーゼル条約の附属書などに規定された廃棄物および条約第11条の規定による両者間・多者間または地域的協定により輸出入の規制が必要であるものとして定められた物質として定義されている⁽²⁾。規制を受ける具体的な廃棄物のリストは、大統領令により定められている（詳細は本章第2節を参照）。

日本と比較すると、韓国の廃棄物の法律上の定義は、日本の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、廃掃法）の定義とほぼ同様の内容となっている。しかし、日本では、旧厚生省の通知に基づき、原則的に逆有償（逆有価物）のものが廃棄物として、廃掃法の規制を受ける対象となっている。そのため、有害であっても有価で取引されるものは、原則的に同法により規制されない。ただし、有害廃棄物の越境移動を規制する「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」では、有価物の一部は規制対象である特定有害廃棄物としてみなされる場合がある（小島編 [2005: 3]）。韓国では、廃棄物に有価物も含まれており、規制対象がより広範であるといえる。

2. 廃棄物の分類との貿易規制の動向

韓国では、1986年廃管法が制定されて以来、数回にわたり廃棄物の分類が改正されてきた。2009年現在、廃棄物は発生源を基準に「生活廃棄物」と「事業場廃棄物」に大別されており、事業場廃棄物には、人体に害を与える恐れがある「指定廃棄物」と保健・医療機関や動物病院などで排出される「医療廃棄物」などが含まれている。とくに、有害廃棄物として位置づけられている指定廃棄物として、11分類の廃棄物が、大統領令により定められている⁽³⁾。

一方、国移法の適用を受ける廃棄物は「環境部告知」として公表されている。現在は2007年環境部告知（第2007-188号）の改正により、86品目が輸出入の際、政府（環境部）の許可が必要な「許可対象廃棄物」となっており、その構成はバーゼルA目録から61品目、バーゼル附属書IIから2品目、そ

して OECD 黄色廃棄物から23品目となっている。

また、2008年には廃棄物の不法な輸出の防止および輸入廃棄物の適正処理を担保するために、廃管法の改正により、輸出入廃棄物の「申告制度」が新たに導入された。国移法における許可対象廃棄物と同様に、「申告対象廃棄物」も環境部告知で25品目が公表されている（詳細は本章第3節参照）。つまり、韓国において輸出入可能な廃棄物は、111種（許可対象廃棄物86種と申告対象廃棄物25種）に分類され、許可が必要な廃棄物と申告が必要な廃棄物のいずれかに属するようになる。そして許可が必要な有害廃棄物と申告が必要な廃棄物が重なる場合には、国移法の規制が適用され、許可対象廃棄物とされる。再生原料としての廃プラスチック、鋸くず、古紙、くず鉄および再使用の可能な中古品などは、韓国では廃棄物とみなされず、製品として扱われ、通常の商品と同様に許可および申告の手続きは必要ない（環境部 [2010: 17]）。

輸出入廃棄物の申告制度は、韓国の独特の取組であり、日本の制度上で該当するものはない。輸出入される廃棄物の有償／逆有償や有害／非有害とは関係なく、許可対象廃棄物を除いたすべての輸出入廃棄物が、申告対象の廃棄物となっており、その対象はかなり包括的である（図1）。

さらに、2010年1月からは、許可および申告対象廃棄物の効率的管理のために、関税庁による取組の強化が行われた。告知の改正（関税庁告知第2009-115号）により、許可対象廃棄物に対しては、輸出入に関する許可・承認などを確認および証明を行う要件確認機関および要件確認書類の明確化が

図1 韓国における輸出入廃棄物の規制対象

	価格プラス	価格マイナス
有害	廃棄物管理法 の管轄	国家間移動法の管轄 (許可対象の廃棄物) ①
非有害	(申告対象の廃棄物) ②	

(出所) 筆者作成。

図られた。そして、申告対象廃棄物に対しては、要件確認対象品目として新たに追加された。

一方、中古品に対しては、法的規定として直接的な定義は行われていない。しかし、再活用など廃棄物と関連する用語の定義から、その位置づけを間接的に把握することは可能である。廃管法の第2条第7項によると、再活用は「廃棄物を再使用または再生使用したり、再使用または再生使用できる状態にする活動、そして廃棄物からエネルギーを回収する活動」として定義されている。この規定では、「再活用」は廃棄物を対象としていることを前提としており、再活用が廃棄物処理の一種として位置づけられていることが示されている（キム・ホンギョン [2007: 257]）。他方、「資源の節約と再活用促進に関する法律」では、「再活用可能資源」の定義が設けられており、その内容は、「使用されたものまたは使用されなかった状態で廃棄された後回収されたもの」と、「副産物のうち再使用または再生使用が可能なもの（回収エネルギーと廃熱含み）」となっている。

しかし、両法でも再活用の定義に重要な要素となっている「再使用」と「再生使用」の内容に関しては、何の規定も設けられていない。ただ、大法院は、再活用には再利用も含まれているため、再活用のためには、必ず再処理の段階を踏まなければならないわけではない、と判決している⁽⁴⁾。

以上より、「中古品」を、一般的にいわれるような「使用されたが再活用可能なもの」として把握する場合、中古品としての利用は、再活用の一例であると同時に廃棄物の一種として理解できるだろう。

本章で取り上げている中古家電輸出の場合、韓国で中古家電の越境移動を直接規制する法制度は現在のところ設けられていない。ただし、製造業者の再活用義務の遂行方法において、中古品としての電気・電子機器の輸出が認められている。2008年に制定された「電気・電子製品及び自動車の資源循環に関する法律」（以下、資循法）によると、電気・電子機器の製造業者は、再活用量に関する法的義務を果たさなければならないこととなっている。電気・電子機器のうち、使用済みパソコンが製造業者の責任下で中古品として

輸出される場合は、製造業者の再活用責任が遂行されたこととしてみなされる。この規定の運営実態からみて、製造業者による中古家電の輸出は再活用的一种として管理されているとも考えられる。

3. 許可対象廃棄物と中古家電の輸出入動向

国移法下で行われた有害廃棄物の輸出入許可量の傾向を表1に示した。まず、全体的な傾向としては、1990年代後半では輸出量が輸入量より多かったが、2000年前後から2008年までは、輸入量が輸出量をはるかに上回っている。とくに2005年以降、輸入件数が継続的に急増していることが分かる。

具体的には、1998年をピークに輸出量が急激に減少しており、輸出金額も

表1 有害廃棄物の輸出入の推移

	輸出		輸入	
	数量 (トン)	件数	数量 (トン)	件数
1997	6,787	3	3,862	6
1998	10,448	4	1,784	6
1999	44	4	16,264	11
2000	60	2	17,380	16
2001	0	0	0	0
2002	32	2	20,453	12
2003	0	0	568	2
2004	0	0	0	0
2005	1,638	4	168,529	15
2006	3,050 (595)	3	295,618 (61,318)	38
2007	N/A (402)	3	N/A (124,259)	119
2008.1-2008.6	N/A (0)	0	N/A (71,208)	71

(出所) バーゼル条約事務局のウェブサイト (<http://www.basel.int/natreporting/index.html>) 掲載の National Report (1997-2006) と環境部 [2008d] より筆者作成。

(注) (1)1997年と1998年の値には、第4次バーゼル締約国会議まで規制対象となった廃棄物(鉄鋼スラグ・鉄鋼スケール・PET スクラップ・PTFE スクラップ・EVA スクラップ・ゴムスクラップ)は含まれていない。

(2) () 外は申告された輸出入量, () 内は実際に輸出入された量。

同様な傾向にある。1998年に廃触媒1万103トンが輸出されたが、それ以降は輸出されていないことが、1998年から2000年までの輸出減少につながっている。また、2001年以降は、100トン以下のPCB廃液の輸出のほか、最近では、PCB含有のトランスおよび廃油がオランダおよびフランスに多く輸出されている。

輸入の面では、数量と金額ともに輸出をはるかに上回っている年が多い。鉛を含む廃バッテリーが継続的に輸入されており、輸入量全体の90%以上を占めている。たとえば、輸入量が多かった2007年の場合、輸入量12万4000トンのうち、廃バッテリーは98%にあたる12万2000トンにものぼった。主要な輸入国としてはアメリカ（廃バッテリー）と日本（廃鉛酸バッテリー）が挙げられる。廃バッテリーの他には、鉛スクラップやスラグなどが輸入されている。

一方、中古家電の輸出入動向に関しては、中古家電の輸出の際、新品と異なるHSコード（国際貿易商品の分類）が設けられていないこともあり、信頼性の高いデータは公表されていない。しかし、品目別重量と輸出単価を用いた韓国関税貿易開発院〔2006〕の調査⁽⁵⁾により、中古家電の輸出における全体的な傾向と主要な輸出国など品目別特性はある程度把握できる⁽⁶⁾。同調査によれば、2003年から2005年にかけて、主な家電製品、パソコンおよび事務用機器を含め、毎年200万台から350万台が輸出されている。そのなかでも、使用済みテレビ、使用済みパソコン（本体とモニター）、そして使用済み携帯電話は、輸出量のもっとも多い品目となっている。そのなかで使用済みテレビは、ブラウン管（CRT）の伝送方式が類似しているフィリピンに向け、再使用目的として多く輸出されている（鄭・吉田〔2008: 239〕）。また、使用済み携帯電話は、大部分が香港に輸出されており、一部の輸出業者がアメリカや中国から中古携帯電話を購入し、再生した後輸出する場合もある（ジャン・ヨンチョルほか〔2007: 63〕）。

第2節 韓国における有害廃棄物の輸出入管理と汚染の防止

1. 有害廃棄物の輸出入許可制度——「国移法」による管理——

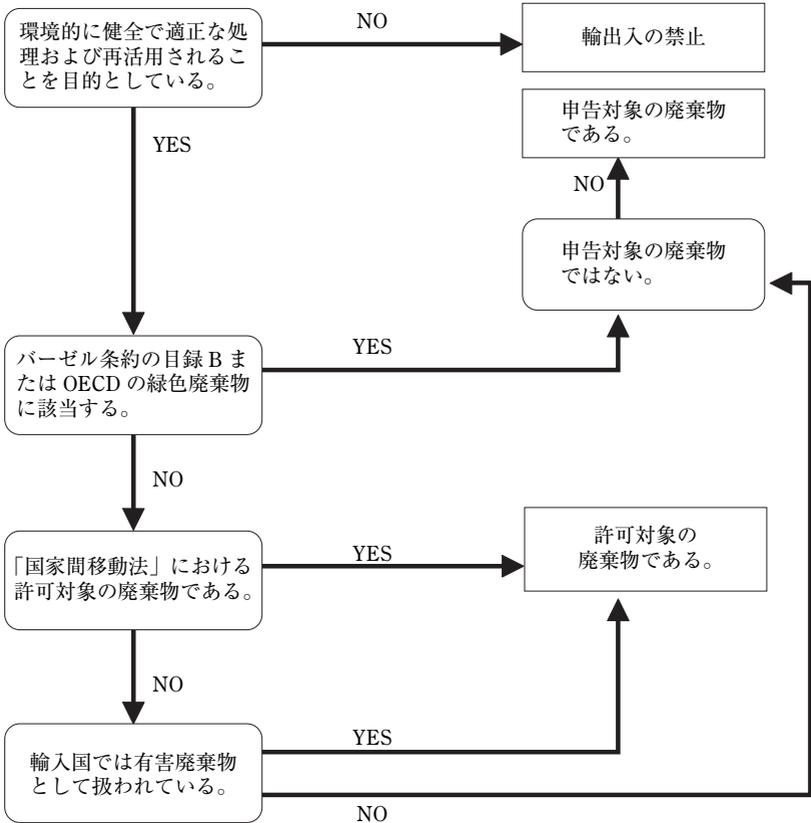
(1) 有害廃棄物の輸出入要件と判断フロー

韓国における有害廃棄物の輸出入許可制度は、国移法により管理が行われてきていることを第1節で確認した。同法に基づいて許可対象廃棄物を輸出入するためには、次のような条件を満たさなければならない。まず輸出が認められるのは、韓国で該当廃棄物を環境的に健全で適正に処理できる技術と必要な施設がない場合、そして該当廃棄物が輸入国で再活用のための原料として必要な場合に限られる。さらに加えて、輸入国への事前通告と同意および経由国の同意が必要である。

次に輸入が認められるのは、該当廃棄物を環境面で適正に処理できる技術と施設が韓国にある場合、そして該当廃棄物を再活用のための原料として使用する場合に限られる。また、輸出国による事前通告と同意要請が求められる。

実際に輸出される廃棄物が許可対象廃棄物に適合するか否かに関する判断フローを、図2に示した。図2によると、廃棄物の輸出目的、バーゼル条約の目録BおよびOECDの廃棄物目録への該当可否、そして輸入国での取扱が、許可対象廃棄物であるかどうかを判断するうえで、重要な基準となる。その判断が容易ではない場合は、廃棄物の発工程、成分などの資料を添付し、環境部や流域・地方環境庁長に判断を求めることができるが、義務条項ではない。この際、輸出の場合には、廃棄物の排出事業場の所在する地域を管轄する地方環境庁長が、輸入の場合には、廃棄物の再活用施設や処理施設が設置された地域を管轄する地方環境庁長が判断を下すこととなる。また、国内を経由して他の国へ輸出される場合は、経由地域を管轄する地域の環境庁長の同意が必要となる。許可対象廃棄物と申告対象廃棄物が混合された場

図2 輸出入廃棄物の判断フロー



(出所) 環境部 [2008b] を基に筆者作成。

合には、許可対象廃棄物として取り扱われる。

しかし、以上のような許可対象廃棄物の判断フローが示されているにもかかわらず、依然として必要な手続きを経ずに輸出入されている許可対象廃棄物が存在する。2004年1月から2006年10月まで、廃油（55万リットル）、廃有機溶剤（2万リットル）、廃触媒（1320トン）などの許可対象廃棄物が、国移法に設けられている事前通知および同意を行わずに輸入された（『ハンギョレ新聞』2006年11月28日）。韓国では、輸出入業者による判断の段階における、

上記のような不法貿易を防ぐための制度的な対応は十分なものとは言い難い。つまり、許可対象廃棄物か否かの判断は、輸出入業者に一次的にゆだねられているため、輸出入業者が許可対象廃棄物を中古品など許可対象廃棄物ではないものとしてみなせば、通常の商品と同様に輸出入ができ、国移法に基づいた手続きは不要となる。

中古品などと偽った許可対象廃棄物の輸出入を防ぐためには、日本の「事前相談制度」のように、輸出入業者の判断段階における取組の強化が効果的であると考えられる。しかし、日本の事前相談制度は、あくまでも輸出入廃棄物に関連し提出された書類に記載された内容に基づいた判断であり、これが実際に輸出入される廃棄物が、バーゼル法などの関係法令に適合しているかどうかを証明するものではない（鶴田・吉田 [2009: 61]）。輸出入廃棄物の管理をより徹底させるためには、不法貿易の可能性がとくに高い（中古品や非有害再生資源と偽っている）廃棄物の輸出に対する成分などの提出義務や、バーゼル手続きを行わずに輸出されシッパバックされた廃棄物に対する罰則強化なども考える必要がある。

また、許可対象廃棄物に対する輸出入規制の実効性を高めるためには、通関の段階における取組の強化も求められる。韓国では、関税庁告知（第2009-115号）などを通じて輸出入廃棄物の規制強化を図っているが、それは主に規制対象廃棄物の変更および追加などにとどまっており、通関段階における規制の実効性において重要なHSコードとの連携は考慮されていない（キム・ヨンウォン [2008: 156-157]）。そのため実際には税関職員が、廃棄物の搭載目録と申告書上の品名を逐一照合するという方法で輸出入廃棄物の管理を行っており、規制の効率性および実効性の面では問題である。ほかに、許可対象廃棄物に対し、有害成分の含有量や溶出試験による数値などに関する明確な基準も設けられていないため、規制の内容が不明瞭である。

さらに、許可対象廃棄物が輸入された後、国内での適正処理を確保するために、廃管法における指定廃棄物との連携についても検討する必要がある。現在、韓国では有害廃棄物は、許可対象廃棄物と指定廃棄物に区分されて管

理されているため、両者の関係を不明確なままに放置しておくことは、指定廃棄物の不法輸出あるいは許可対象廃棄物の不適正処理を招来しかねない⁽⁷⁾。

具体的には、国移法の許可対象廃棄物86品目のうち、廃触媒や廃石棉など53品目のみが指定廃棄物として管理されており、残りの33品目は（指定廃棄物ではない）事業場廃棄物として取り扱われる。しかし、これには有害性を有している品目が含まれていることもあり、指定廃棄物として指定し、管理を強化する必要がある。具体的な方策としては、国際的に有害性が立証された赤色廃棄物（第1段階）、その他の赤色廃棄物と技術指針が設けられた緑色廃棄物（第2段階）、その他の緑色廃棄物（第3段階）のように、企業の対応状況と有害性に関する検討に基づいて、徐々にその対象を拡大していくことが望まれる（イ・スンヒほか [2008: 299]）。

一方、使用済み電気・電子機器の取扱についても、中古品に当てはまるかどうかを判断できる何らかの基準または規制が設けられる必要があると考えられる。現在のしくみで、許可対象廃棄物に規定されているものは、国移法に列挙された有害物質を含有している使用済み電気・電子機器である。そうではない場合には、申告対象廃棄物となっている。しかし、輸出入業者が中古品とみなす場合には通常の商品と同様に輸出入されているなど、上記の3つの区別が任意に行われている可能性が高い。

実際には、日本からの使用済みOA機器（パソコン、ファクス、コピー機、プリンタ）は、許可対象廃棄物となっている（環境部 [2008c: 143-144]）。また、使用済みテレビのCRTは、そのまま輸入する場合だけでなく、輸出国で1次加工し輸入される場合にも、製品としてではなく再活用または他の製品の原料などとして使用される場合には許可対象廃棄物となる（環境部 [2008c: 132]）。しかし実際には、許可対象廃棄物として使用済み電気・電子機器の輸入が集計されたことはなく、許可対象廃棄物の手続きを経ずに、輸入業者の判断で輸入が行われている、という現状がある⁽⁸⁾。

(2) 有害廃棄物の輸出入の実際

国移法に基づいて輸出を行う場合、廃管法における「廃棄物取扱者」(廃棄物処理業者・廃棄物再活用申告者・廃棄物処理施設設置者)に該当しないものは、原則として業務を行うことはできない。しかし、例外がある。それは、「廃棄物取扱業者」が収集・運搬・保管した廃棄物に対し、貿易に関する事項のみを代行することである。また、「廃棄物取扱業者」が輸出を行う場合には、流域地方環境庁長⁽⁹⁾の許可とともに、輸入国の輸入同意を得る必要がある。輸出可能な品目か否かに関する判断は、「輸出許可申請書」と具備書類⁽¹⁰⁾に基づき、地方環境官庁長によって行われる。

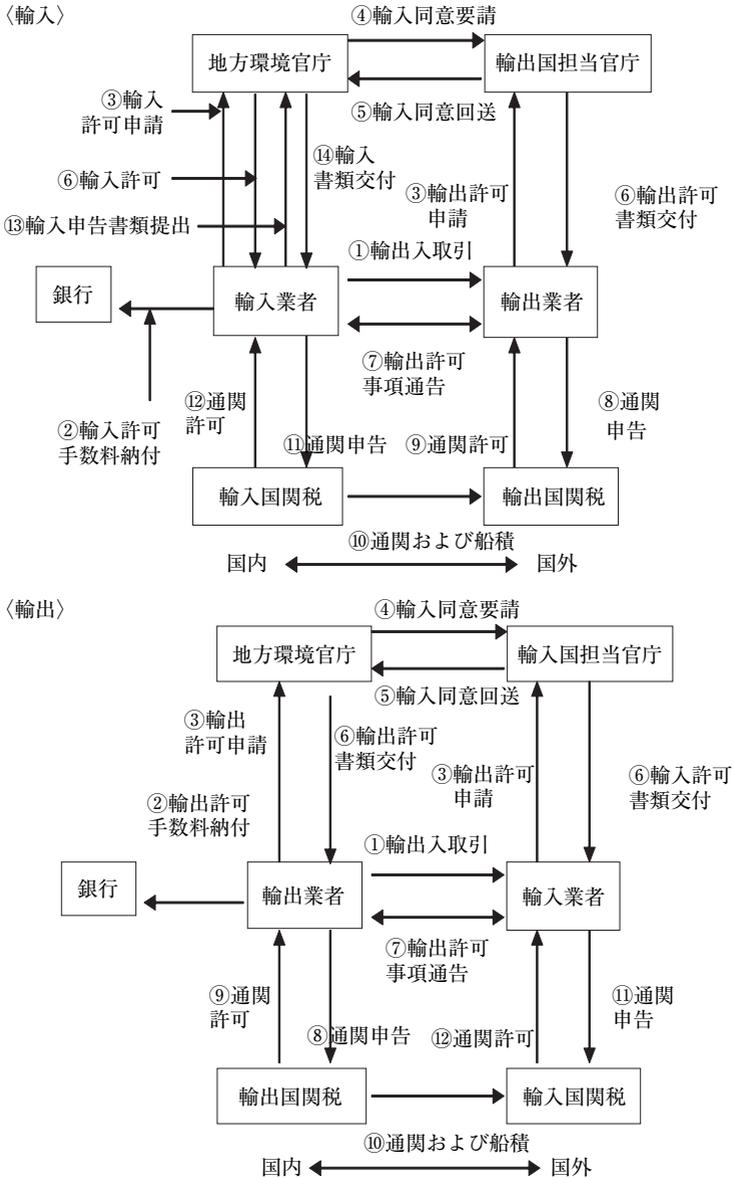
一方、輸入については、「廃棄物取扱業者」ではない者でも管轄の地方環境庁長の許可を得た後であれば、輸入することができる。ただし、輸入された廃棄物は必ず「廃棄物取扱業者」に委託され、処理および再活用されなければならない。「廃棄物取扱業者」は、流域・地方環境官庁の輸入許可を必要とし、廃管法に従って処理することが求められている。

輸入許可を得る際は、輸出国の輸入に関する要請が求められる。許可なしで有害廃棄物の輸出を行う者には5年以下の懲役や3000万ウォン以下の罰金が科せられる。輸入業者は、輸入した廃棄物を中間処理業者に委託して処理を行う場合には、許可された方法に従い処理しなければならない。中間処理業者は、委託された廃棄物を処理せずに、そのままの状態でも再輸出してはならない。

輸入業者と輸出業者の間での取引から通関輸入書類の交付までの詳細は図3上に、輸出業者と輸入業者の間での取引から通関までの詳細は図3下に示されている。輸入廃棄物の処理を行った者は、処理が完了した日から10日以内に関連書類輸出国の担当官庁と輸出者に送付し、コピーは流域・地方環境庁長に送付する。廃棄物の輸入許可は、申請後、10日以内に輸入可能かどうか判断される。

輸出入される廃棄物の運搬・保管・処理・再活用などに関して、国移法に規定がない場合には、廃管法または再活用法の規定に従うこととなっている。

図3 許可対象廃棄物の輸出入フロー



(出所) 環境部 [2008b].

廃管法では、輸出入廃棄物の運搬・保管・処理に対しては、事業場廃棄物に求められている基準と方法を満たさなければならない。廃棄物の輸出許可を得た者について実際には輸出を行っていない場合、輸出の内容を申告しない場合、そして輸入廃棄物の処理結果を担当官庁と輸出者に送付しない場合は、50万ウォンの過料が賦課される。

2. 事例①：中国からのシップバック⁽¹⁾

中国は自国内への不法な廃棄物の輸入を防止するために、輸入国で船積み前調査を行っている。韓国では、「汎韓検定株式会社」（以下、汎韓）が1999年から検査業務を遂行している。汎韓を利用するためには、中国政府（国家質量監督検疫総局）に廃棄物輸出業者として登録申請し認定されなければならない⁽²⁾。2007年現在、韓国からは300社程度が登録されている。汎韓は携帯用探知機を用いた放射能検査と、輸入禁止品目の判別のための肉眼検査を行っている。このような船積み前検査で、申請の10%弱が不適合判定を受けている。検査証明書は、中国での検査の際、提出が求められている。

汎韓によれば、中国側での検査で、2005年28件、2006年12件が輸入不可能な廃棄物としてシップバックされた（表2）。2005年の28件のうち、4件は電気・電子機廃棄物（E-waste）が含まれていたことが、シップバックされた理由である。摘発されたE-wasteのそれぞれの内容は、廃プリンタ・ファクス・コピー複合機、悪臭を伴う靴・手袋・木材・廃ハードウェア、廃ビデオ・圧縮ポンプ・パソコンのディスプレイ部品、廃ハードウェアプラスチック

表2 韓国から中国への廃棄物輸出とシップバック件数

年度	輸出件数 (A)	規模 (万トン)	シップバックの 件数 (B)	シップバックの 割合 (B/A)	E-waste 関連
2005	4,750	58.2	28	0.59%	4
2006	5,081	54.9	12	0.24%	N/A

(出所) アン・ホンジュン [2006] と資源循環社会連帯 [2006] より作成。

ク・注射機器・医療廃棄物などであった。

最近の傾向では、2008年後半のリーマン・ショックの影響で対中国への輸出も20%程度減少したが、2009年後半では、元の輸出量に回復している。そして依然としてシップバックは続いており、年間7～8件程度が報告されている。これは年間の輸出件数である6000～7000件のうち、0.1%程度を占めており、2005～2006年と比べ徐々に減少している。

シップバックされた廃棄物の種類は、2000年代半ばとあまり変わらない。具体的には、2009年4月、廃電線の名目で天津向けに90トンの廃棄物が輸出されたが、光ケーブルが混入しており、シップバックされた。そして2009年5月には、青島向けに20トンのビニールが輸入されたが、外観の汚さを理由にシップバックされた。

一方、汎韓の船積み前検査を行わずに、香港・ベトナム・北朝鮮などを經由して陸路で中国に輸出する方法もある。しかし、香港などを經由した場合には不適切な廃棄物の輸出が懸念される。実際に、中国への輸出が禁止されている廃電話機や廃基板などのE-wasteが香港などを經由し輸出されているという（アン・ホンジュン [2006]）。

シップバック後の有害廃棄物の処理に関しては、輸出業者が回収し韓国で処理を行う方法と、中国以外の国に輸出し処理する方法に大別される。汎韓は廃棄物輸出を輸出国で一次的にチェックする機能を果たしているが、その検査の合格自体が中国への輸出許可を意味しているわけではないため、シップバックに関して直接的な責任は負っていない。

国移法ではシップバックされた有害廃棄物に対し、法的装置としては、代執行という行政措置が設けられている。しかし、これは環境部長官の許可を得ていない輸出や、輸出許可の際には予想できなかった環境汚染の恐れがある場合に、環境部長官の命令によりシップバックされた廃棄物の処理を想定している。さらに、引取・処理を命令された者が、シップバックされた有害廃棄物の処理能力を有していない場合に講じられることとなっている。中国側の輸入不許可により、シップバックされた有害廃棄物に対しては、何の規

定も設けられていない。2009年11月現在、中国からシップバックされた廃棄物の処理などに環境部が直接的に関わったことはない¹³⁾。

3. 事例②：日本からの石炭灰輸入

韓国では、火力発電所で発生した石炭灰は、有価でセメント会社へ売却され、焼成炉でセメント生産のために処理されてきた、という経緯がある。しかし、1990年代後半に入り、通貨危機を背景とした建設業の不振により、セメントは過剰供給の状態に陥った。この問題を解決するために、セメント業界は環境部に焼成炉の燃料に対する規制の緩和を求めることとなった。環境部はこれに再活用の促進という観点から取り組み、石炭灰を含む事業場廃棄物の焼成炉での利用を幅広く認めるようになった。焼成炉での事業場廃棄物の利用が増加するにつれ、事業場廃棄物の再利用率も増加し、1997年には62.9%であった再利用率が、2005年には83.1%まで増加した（環境部 [2008a: 534-536]）。

しかし、焼成炉での処理が事業場廃棄物の再活用において重要性を増しているにもかかわらず、廃棄物処理施設としての焼成炉の設置基準は設けられていなかった。このような状況下で、環境部はセメント焼成炉での補助原料としての廃棄物の利用に対し、みずからの事業場で発生した廃棄物を利用する場合には、廃棄物処理施設としての設置承認および申告を、他の事業場から発生する廃棄物を利用する場合には、再活用の申告のみで十分であるという方針を打ち出した。そこで、セメント製造業者は、焼成炉を再活用施設として設置および申告を行っており、これは焼成炉で処理される廃棄物の種類と処理量および適正処理のモニタリングが十分に行われない主な要因となった¹⁴⁾。さらに、排出ガスに対しても、ダスト、SO₂およびNO₂のみが規制されており、重金属などの有害物質の規制は行われていなかった。この結果、焼成炉に対する不十分な規制により、焼成炉周辺の住民への健康上の悪影響として表れるようになった（チェビョンソン [2007]、韓国化学試験研究院

[2007])。

このような状況下で、2002年から日本から韓国へ、石炭灰の輸入が急増した¹⁵⁾。これは石炭灰の有害性による環境汚染拡大への懸念を生み、国会で議論されるなど大きな社会問題にまで発展した。国会での議論により、2008年輸出入廃棄物の申告制度が新設されるなど、結果的には、日本からの石炭灰輸入は、韓国における輸出入廃棄物の管理を強化する大きな要因として働いたとも考えられる。

国移法によると、鉄鋼スラグと石炭火力発電所で発生する石炭灰は許可対象廃棄物ではない。ただ、一部フライアッシュの場合、バーゼル条約上の有害物質を基準以上に含有していれば、許可対象廃棄物として扱われる。一方、韓国と日本がともに加盟している OECD ルールでは、規制対象とはなっていない。そこで、実際には有害性が高い石炭灰でも、通常の商品と同様に貿易される場合もあった¹⁶⁾。2009年現在は、石炭灰の輸入に対し、指定廃棄物の溶出基準値を上回る場合には許可対象廃棄物として、基準値以下の場合には、申告対象廃棄物として規制されている。これが可能となっているのは、申告制度に基づいて、廃棄物の分析結果が提出されているためである。しかし、石炭灰の有害性判断は、あくまでも指定廃棄物の基準を借用することであり、他の廃棄物にもあてはまる一般的な基準として定められているわけではない。他の廃棄物にも、石炭灰に発生したのと同様の問題が発生しうる状態が続いていると考えられる。

一方、日本からの石炭灰輸入を、有害性による環境汚染の観点からではなく、最終処分場の利用に与える影響と関連して考える必要がある。日本から石炭灰が本格的に輸入される前には、韓国の火力発電所で発生した石炭灰のうち、フライアッシュの多くは焼成炉で再活用されており、ボトムアッシュは埋立処理されていた。ところが、日本から50万トンを超える多量の石炭灰が輸入されることにより、韓国国内で発生したフライアッシュが再活用されなくなっている(表3)。これは、石炭灰の輸入により、韓国の石炭灰の再活用が滞る事態が発生したと同時に、石炭灰の処分場を枯渇させているとも

表3 韓国における日本からの石炭灰の輸入とフライアッシュの埋立状況

(単位：1,000トン)

	2002	2003	2004	2005	2006	2007
日本からの石炭灰輸入量	6	109	231	396	636	643
フライアッシュの埋立量	635	445	1,117	1,639	1,196	960

(出所) 環境部 [2008d]。

いえる。

一般的には越境移動される廃棄物と関連し、有害性や環境汚染の面が主に注目されがちであるが、韓国の例のように、国内再活用状況と埋立場の利用状況にも影響が発生していることにも注意を払う必要がある。バーゼル条約でも、埋立のための有害廃棄物の越境移動は禁止されていることから、(有害ではないとしても)越境移動した廃棄物の再活用により、輸入国内で発生した廃棄物の埋立処分量が増大することは望ましいことではないといえる。

第3節 韓国における中古家電の輸出管理と国際リユースの拡大

1. 廃棄物の輸出入「申告」制度¹⁷⁾——「廃管法」による管理——

2000年代後半から廃棄物輸入が急増し、それに伴い廃棄物の不適正処理による環境汚染への懸念も徐々に強まった。そこで、廃棄物の不法な輸出の予防および輸入廃棄物の適正処理の保証を目的とし、2008年8月から25種類の廃棄物を対象に輸出入申告制度が導入された。廃電気・電子機器類は、申告対象廃棄物の一品目として位置づけられている(表4)。規定上、中古品としての使用済み電気・電子機器と許可対象廃棄物の使用済み電気・電子機器を除いたものが、申告対象の使用済み電気・電子機器類に当てはまる。輸出入申告制度自体が、中古家電の輸出入を直接にコントロールするわけではな

表4 韓国における輸出入申告対象廃棄物のリスト

申告対象廃棄物				
1. 廃合成高分子化学物	2. 汚泥類	3. 鈹灰類	4. 粉塵	5. 廃耐火物および陶磁器破片
6. 焼却灰	7. 安定化および固化処理物	8. 廃触媒	9. 廃吸着剤および廃吸収剤	10. 廃ペイントおよびラッカー
11. 廃油	12. 廃石膏および廃石灰類	13. 燃焼残財物	14. 廃石材類	15. 廃タイヤ
16. 廃食用油	17. 動植物性残財物	18. 廃電気電子製品類	19. もみ殻および米糠	20. 廃木材類
21. 廃土砂類	22. 廃鋳物砂および廃砂	23. 廃繊維	24. 廃金属類	25. 廃ガラス

(出所) 環境部 [2008b]。

いが、今後拡大が予想される中古家電の国際リユースと関連し、韓国では輸出申告制度の施行状況が大きく影響を与えると考えられるため、本節で詳細に検討したい。

申告対象廃棄物を輸出する者は、輸出価格がFOB (Free on Board) で記載されている輸出契約書または注文書のコピー、輸出廃棄物の運搬計画書、そして廃管法により認定されている試験・分析機関が発行する輸出廃棄物の分析結果書を、廃棄物が発生した地域を管轄する地方環境庁長に申告しなければならない。変更が発生した場合には、変更がわかる書類の提出が求められる。輸出廃棄物の量に変更がある場合には、一定の条件（指定廃棄物は30%以上、その他の廃棄物は50%以上増加）のもとで認められる。

一方、廃棄物を輸入する者は、輸入価格がCIF (Cost, Insurance and Freight) で記載されている輸入契約書または注文書のコピー、輸入廃棄物の運搬計画書、輸入廃棄物の処理計画書、輸入廃棄物の分析結果書を、廃棄物の処理施設が設置された地域を管轄する地方環境庁長に提出しなければならない。輸入された廃棄物を処理せずに、そのままの状態ですでに再輸出することは禁止されている。

輸入された申告対象廃棄物は、事業場廃棄物に関する基準および方法に従い、運搬、保管および処理される。運搬および処理に関する引受・引継に関する内容は、事業場廃棄物のマニフェストシステム (Allbaro システム) へ入力しなければならない。

表5 廃棄物申告制度下の輸出入状況

2008年度（8～12月）		2009年度（1～11月）	
輸出件数	輸入件数	輸出件数	輸入件数
5	7	10	45

（出所）漢川流域環境庁 [2009]。

申告制度の実効性を高めるために、罰則規定と課徴金規定も設けられている。輸入された申告対象廃棄物を埋立処理する者とそのまま輸出する者には、3年以下の懲役または2000万ウォン以下の罰則が科される。また、申告対象廃棄物の運搬・保管および処理の過程で周辺環境を汚染した者には、2年以下の懲役または1000万ウォン以下の罰金が科されることとなっている。

申告制度は、あくまで許可制度ではないため、廃棄物の輸出入を停止または禁止するなど、廃棄物の輸出入を直接的にコントロールすることはできない。ただ、廃棄物の運搬計画と成分に関する書類の提出義務と輸入後マネーフレストシステムによる管理は、輸出入廃棄物の適正処理の確保という面では、一定の役割を果たすことが期待される。しかし、中古品と申告対象廃棄物とを区別する基準が明確ではないため、手続き費用が必要とされる申告対象廃棄物が中古品として偽って輸入される可能性は依然として残っていると考えられる。

2008年後半から2009年11月までの状況では、輸出は毎月1件程度が、輸入は2009年の場合毎月4件程度が申告されている（表5）。使用済み電気・電子機器類のうち基板（中国）と廃合成高分子化合物（中国）が主に輸出されており、石炭灰（日本）と自動車廃触媒（アメリカとコロンビア）が多く輸入されている。

2. 中古家電の輸出入規制——「資循法」による管理——

韓国では、2003年から拡大生産者責任を盛り込んだ「改正再活用法」により、使用済み製品および包装材の管理が図られており、使用済み電気・電子

機器も対象品目のひとつとして位置づけられている。その後2008年には、それぞれ「廃自動車管理法」と「改正再活用法」により管理されていた廃車と使用済み電気・電子機器が、製品という共通点から資循法に統合され、同法の下に管理が行われている。この資循法に基づいて、電気・電子機器の製造業者および輸入業者は、「再活用義務比率¹⁸⁾」により算出される「再活用義務量」を達成しなければならない。「再活用義務比率」は、環境部長官によって毎年告知される指標である。実際、生産者責任機構として「電子産業環境協会」(以下、協会)が設立され、この機関を中心に再活用義務が果たされている¹⁹⁾。

一方、資循法では再活用義務量を達成する方法のひとつとして、再使用および再活用を目的とした輸出が規定されている。資循法は中古家電を直接的には規制していないが、中古家電の輸出は、製造業者の再活用義務遂行との関連で間接的に規制が行われている。つまり、中古家電の越境移動と資循法という国内制度が連携しているといえる。

規制内容については、環境部の2003年告示(第2003-212号)により、再使用を目的とした中古パソコン CRT モニタの輸出が、製造業者の再活用実績として認定されたことが挙げられる。このような例外規定が設けられた背景としては、2003年頃には中古品輸出業者によって、有償買取に基づいた中古パソコン CRT モニタの輸出が活発に行われていたことや、製造業者による無料回収のみでは再活用義務量を達成するのが容易ではなかったことが挙げられる。そこで、製造業者側の要求により再使用を目的とした中古パソコン CRT モニタの輸出が、再活用実績として認定されるようになった。2009年現在でも、製造業者は中古パソコン CRT モニタを直接回収するよりも、中古パソコン CRT モニタ輸出業者と連携を図り、実績を買い取るかたちで製造業者の再活用責任を遂行している。製造業者は、輸出業者に一定の「委託処理費」を支払っており、これが中古パソコン CRT モニタの輸出を促進している(鄭・吉田 [2008])。しかし、輸出された中古パソコン CRT モニタが再使用されるか、解体処理され有価物のみが回収され、その後不適正処理に

回されるか否かをモニタリングするしくみははまだ構築されていない。

さらに、2006年の告示（第2006-204号）では、上記の再使用に関する例外規定に加えて、再活用まで含む大幅な告知の改正が行われた。これにより、すべての対象品目（冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン、パソコン類、オーディオ機器、携帯電話、プリンタ、コピー機、ファクスなど10品目）に対しても、輸出先における再活用を条件とした輸出も製造業者の再活用実績として認定されるようになった。ただし、この場合は「輸出許可書」に加え、韓国における「再活用証明書」に相当すると相手国が認可したことを示した書類も共に提出しなければならない。告示改正の背景としては、義務再活用量を円滑に達成するための製造業者の要求というより、製造業者の責任を拡大する方法としての輸出の認定という環境NGOの意見が強く影響を与えたといわれている²⁰。なお2009年現在までに、海外での適正再活用を条件とした輸出による再活用義務量の達成は報告されていない。

製造業者のモニタリング下で行われる中古家電の輸出との関連で、最近の政策変化は注目に値する。第1に、環境部告知（第2008-126号）により、2012年をめどにした長期再活用目標が公表された（表6）。とくに、個人用パソコンに関しては、高い中期目標が設定されるにつれ、協会は従来どおりに輸出業者から買取量を増やす方法で再活用義務量を達成する可能性ももっとも高い。これは製造業者のモニタリング下で、輸出業者による中古パソコンの輸出が促進されることを示している。また、他の品目に対しては、中古品としてではないが、再活用を目的とした輸出が増加する可能性は指摘できる。なぜなら、無料回収のみでは長期目標を達成することはほぼ不可能であり、自治体との連携で回収量を増やすことにも相当の費用が発生するためである。そのため、今後製造業者が再活用を目的とした使用済み電気・電子機器の輸出に積極的に取り組む可能性は高いと考えられる。

第2に、2008年から電気・電子機器の再活用実績の認定が品目基準から製品群へ変更されたことが挙げられる（資循法施行令別表4）。再活用実績は、従来の10品目から5製品群²¹ごとに管理されるようになり、同一製品群では、

表6 韓国における再活用義務比率の推移と長期目標

	2005 (A)	2006	2007	2008	2009	2012長期 目標 (B)	(B/A)
テレビ	0.118	0.126	0.133	0.145	0.160	0.210	1.78
冷蔵庫	0.141	0.169	0.173	0.189	0.206	0.250	1.77
洗濯機	0.212	0.234	0.242	0.253	0.261	0.300	1.42
エアコン	0.036	0.017	0.019	0.021	0.023	0.026	0.72
個人用パソコン	0.085	0.094	0.098	0.103	0.111	0.140	1.65
オーディオ機器	0.102	0.127	0.131	0.149	0.155	0.200	1.96
携帯電話	0.119	0.154	0.165	0.180	0.198	0.250	2.1
コピー機		0.084	0.092	0.112	0.133	0.150	1.79 ¹⁾
ファクス	対象外	0.084	0.094	0.127	0.121	0.150	1.79 ¹⁾
プリンタ		0.084	0.094	0.114	0.119	0.150	1.79 ¹⁾

(出所) 環境部告知(第2008-128号, 第2008-126号, 第2007-212号, 第2006-219号, 第2005-187号, 第2004-196号, 第2003-219号)に筆者加筆。

注1) コピー機, ファクス, プリンタは対象となった2006年度を基準に計算した。

2) 韓国では, 製造業者に「再活用義務量」の達成が義務づけられており, これは当該年度の出荷量に再活用義務比率を乗じた値に基づいて算定される。再活用義務比率の増加は, 製造業者による再活用義務量の増加につながる。

超過達成した品目の再活用実績を未達成の品目の再活用実績としてカウントすることができる。その限度は未達成品目の再活用義務量の20%以内に限って認められるものの, この規定も中古品としての個人用パソコン CRT モニタの輸出を促進する要因として働く可能性が高い。

現在, テレビは国内リサイクルにより, 個人用パソコン CRT モニタは再使用を目的とした輸出により, 製造業者の再活用義務が遂行されている。この現状下で, 徐々に増加する「オーディオ・ビデオ応用機器群」に対する再活用義務量を達成する方法は, テレビの国内リサイクルを増やすことと, 再使用向けに個人用パソコン CRT モニタの輸出増大を図ることが挙げられる。しかし, 製造業者による最近のテレビ再活用量はほぼ横ばい状態であり, 新しい長期目標を達成することは容易ではない。一方, 個人用パソコンの場合は, 輸出業者との契約により, 高く設定された再活用義務量の達成に迅速に対応できる。結果的に, 「オーディオ・ビデオ応用機器群」に課された再活

用義務量の多くは、個人用パソコン CRT モニタの中古品としての輸出で賄われると予想される。

おわりに

本章では、有害廃棄物と中古家電を取り上げて、韓国の廃棄物貿易規制の現状とその課題を明らかにした。

有害廃棄物の貿易に対し、韓国はバーゼル条約に基づいた国内実施法を速やかに制定し、それに基づき、リストを中心に管理を図ってきた。そして中古家電の貿易に対しては、資循法に基づいて、パソコン CRT モニタの輸出を製造業者の再活用義務の遂行方法として位置づける方法で対応している。そして、有害廃棄物ではないものの、越境移動する廃棄物に対しては、廃棄物申告制度による申告を義務づけるなど、中古品を除き越境移動するすべての廃棄物に対し管理が強化されてきている。韓国では越境移動廃棄物の適正処理および中古家電の国際リユースに対して、かなり積極的な取組が講じられていると評価できる。しかし、このような制度的なしくみと実際の施行状況の間には、依然として多様な形態のギャップが存在していることも同時に指摘できる。

まず、有害廃棄物の貿易規制において、廃管法および国移法における有害廃棄物分類や取扱と、輸出入廃棄物の管理方式には統一性が確保されていない。輸出入の際、許可が必要な86種の廃棄物にはHSコードが指定されていないため、税関の段階では有害廃棄物の輸出入管理が容易ではない。また、許可対象廃棄物86種のうち、廃管法上の指定廃棄物11種に含まれていない廃棄物に対する管理可能なしくみが構築されていない。

次に、中古家電の輸出規制に関しては、資循法に基づいて、製造業者のモニタリング下で使用済み電気・電子機器が輸出される場合でも、輸出先における再生資源の適正利用を損なう可能性がある。中古家電の判断基準が明確

ではないため、委託輸出業者により電源の作動など任意の基準で中古品の判断が行われている。また、製造業者が行うモニタリングの範囲が使用済み電気・電子機器の輸出货量全体の一部にしか及んでいないことも問題である。さらに、中古家電として輸出されたとしても、輸入国で中古品としての利用を確認するしくみが設けられていない。

有害廃棄物の貿易規制と中古家電の貿易規制における共通の課題として、許可対象廃棄物および中古品であるか否かの判断が、輸出入業者に基本的に一任されていることが挙げられる。実効性のある事前相談の強化と中古品に対する明確な基準など、判断段階での取組をより充実する必要がある。

最後に、日本から韓国への石炭灰輸出と関連し、許可対象廃棄物ではない廃棄物の越境移動により、輸出先における埋立場の利用状況に影響を与える場合はいかに対応していくべきであろうか。これは従来の輸入廃棄物による環境汚染への懸念とは異なる形態の問題であり、輸出先の再活用状況との関係を十分に考慮して対応する必要があり、今後検討する課題として挙げられる。

[付記]

本稿は筆者個人の見解に基づくものであり、所属する組織の見解を示すものではない。

[注]

- (1) 廃棄物管理法第2条第1項。
- (2) 国家間移動法第2条第1項。
- (3) 指定廃棄物には、特定施設で発生する廃棄物（廃合成高分子化合物2種、汚泥類2種、廃農薬）、腐食性廃棄物（2種）類、有害物質含有の廃棄物（8種）、廃有機溶剤（2種）、廃ペイントおよび廃ラッカー（3種）、廃油、廃石綿（3種）、PCB含有廃棄物（2種）、廃有毒物、医療廃棄物、環境部長官の指定する廃棄物が含まれている。
- (4) 大法院1996.10.17 宣告94ド2825 全員合議体判決。
- (5) 同機関が用いた調査方法は以下のとおりである。まず、輸出申告書で「used」

または「secondhand」と記入されたものの台数(①)と全体の平均単価(②)を計算する。次に、それ以外の輸出申告書について、1件ごとの平均単価(③)を算出する。そして、③が②より低い場合の台数(④)を合計した上で、①と④の台数を足し合わせる。

- (6) 韓国関税貿易開発院の推計方法に関しては、中古品として記載されていないもののうち、記載されたものの平均単価より高いものが含まれていなかったり(過小評価)、逆に記載されたものの平均単価より低いものに、中古品とみなしがたいものが含まれていたりする可能性がある。今後の検討課題といえる。
- (7) 2006年、日本から輸入された石炭灰から、指定廃棄物の発がん物質の基準値を上回る物質が検出された。しかし、検察は石炭灰を輸入したS社に対し、国移法に有害物質の濃度基準に対する明確な規定がないことなどを理由に処罰しなかった。詳細は第2節第3項を参照。
- (8) 2009年12月に筆者が行った使用済みテレビ再活用業者へのヒアリングによる。同社はアメリカとカナダから使用済みテレビCRTガラスを輸入し、再活用を行っているが、CRTから電子銃が取られたかたちで輸入されている。輸入された使用済みCRTテレビは再使用不可能の可能性が高く、許可対象廃棄物であると判断されるが、バーゼル条約の手続きは踏まれていない。
- (9) 韓国では、環境管理に関連する業務と機能は、中央と地方との間で分担して遂行されている。中央官庁としては「環境部」が設置されており、執行責任については地方自治体と「地方環境庁」が分担している。地方環境庁は、四大江の流域管理を主な業務としている4つの「流域地方環境庁」と、首都圏の大気管理を主要な目的とする「首都圏大気環境庁」に大別される。
- (10) 具備書類として、当該廃棄物が環境的に健全な方法で管理されることと輸出価格が運賃・保険料を含まない価格(FOB)で明示された輸出契約書または注文書、国内運搬契約書、輸出廃棄物の試験成績書などが求められる。
- (11) 本節は、小島ほか[2007]を基に、最新状況の変化を踏まえ、加筆および修正を行ったものである。
- (12) 中国の廃棄物輸出入規制の詳細については、吉田[2007]を参照。
- (13) 2009年10月行われた、韓国環境部の廃棄物輸出入担当者とのヒアリングによる。韓国環境部は、廃棄物の輸出入は基本的に民間レベルでの取引であり、シップバックされた有害廃棄物は輸出業者の責任下で処理されるべきであり、環境部が関わることは、処理能力がない場合などに限定される、というスタンスを示している。
- (14) セメント焼成炉を廃棄物処理施設として利用する場合には、環境部長官の承認が必要であり、処理施設からの汚染物質や周辺地域への環境影響を調査し環境部長官に提出しなければならない(廃管法第29条および第31条)。しか

し、他事業場で発生した廃棄物を利用した再活用施設として利用する場合には、市・道知事への申告のみが求められる（廃管法第46条）。

- (15) セメント会社において、日本から輸入された石炭灰を処理する場合には、処理費の名目でトン当たり5万ウォンが支給されたため、国内の火力発電所で発生する石炭灰を利用するより経済的に有利である状況が大きく影響を与えた。
- (16) 2007年、検察によりS社の輸入廃棄物の捜索が行われた。その結果、輸入石炭灰は指定廃棄物に対する基準である1.5ミリグラム/キログラムより高い2.1ミリグラム/キログラムの発がん物質（六価クロム）が検出された。しかし、検察は規定の不備などを理由に処罰を科すことはできなかった。
- (17) 輸出入申告制度の一品目として廃電気・電子機器が規定されており、今後拡大が予想される中古家電の国際リユースと関連し、韓国では輸出申告制度の施行状況が大きく影響を与えると考えられるため、第3節で輸出申告制度を論じることとした。
- (18) 年間出庫量のうち、再活用しなければならない比率（資循法第16条）。
- (19) 韓国における詳細な使用済み電気・電子機器の再活用のしくみについては、村上ほか〔2008〕を参照。
- (20) 韓国電子産業環境協会や製造業者へのヒアリング（2007年8月）による。
- (21) オーディオ・ビデオ応用機器（テレビ、個人用パソコンモニター）、通信機器（個人用パソコンの本体・マザーボード、携帯電話）、音響機器（オーディオ）、事務機器（プリンタ、コピー機、ファクス）、その他の機器（冷蔵庫、洗濯機、エアコン）。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 小島道一編〔2005〕『アジアにおける循環資源貿易』アジア経済研究所。
- 小島道一・村上理映・吉田綾・佐々木創・鄭城尤〔2007〕「有害廃棄物等の越境移動——摘発事例の検討——」（小島道一編『アジア地域におけるリサイクルの実態と国際資源循環の管理・3R政策』平成18年度廃棄物処理等科学研究費補助金研究報告書〔K1827〕）。
- 鄭城尤・吉田文和〔2008〕「韓国における使用済み電気・電子機器再活用と輸出の考察」（『廃棄物学会論文集』第19巻第4号 235-243ページ）。
- 鶴田順・吉田綾〔2009〕「法的検討」（寺園淳編『有害物質管理・火災防止・資源回収の観点からの金属スクラップの発生・輸出状況の把握と適正管理方策』

平成20年度廃棄物処理等科学研究費補助金研究報告書 [K2015]。

村上理映・鄭城尤・小島道一 [2008] 「日本・韓国・台湾の E-waste リサイクル制度比較」(小島道一編『アジアにおけるリサイクル』アジア経済研究所 311-320ページ)。

吉田綾 [2007] 「中国における産業廃棄物・リサイクル政策」(『平成18年度アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』29-68ページ)。

<韓国語文献>

キムヨンウォン (김용원) [2008] 「우리나라폐기물수출입관리의 효율화에 관한 연구」[我が国の廃棄物輸出入管理の効率化に関する研究] (『関税学会誌』第9巻第3号 pp. 151-171)。

キムホンギョン (김홍균) [2007] 『環境法——問題・事例』ホンムン社。

アンホンジュン (안홍준) [2006] 『廃棄物分野における諸問題と対応方向』(国定監査の政策資料集)。

イスンヒ・ミンダルギ・シンソンギョン (이승희·민달기·신선경) [2008] 「국내지정폐기물과 국가간 통제폐기물의 연계방안에 관한 연구」[国内指定廃棄物と国家間統制廃棄物の連携方案に関する研究] (『韓国廃棄物学会誌』第25巻第4号 pp. 295-301)。

資源循環社会連帯 [2006] 『폐가전제품의 불법수출방지대책과 국내 재활용의 활성화를 위한 토론회 자료집』[廢家電製品の不法輸出防止対策と国内再活用 of 活性化のための討論会資料集]。

ジャンヨンチョル・キムミンチョル・キムヨンハ・ガンヒソク・ユンヒョンミョン・チャミンヨン (장영철·김민철·김영화·강희석·윤현명·차민영) [2007] 『폐휴대전화의 발생 및 회수유통체계에 관한 연구』[廢携帯電話の発生及び回収・流通体系に関する研究] 韓国廃棄物学会・韓国電子産業環境協会。

チェビョンソン (최병성) [2007] 『시멘트사주변지역주민모발검사』[セメント社周辺地域の住民対象の毛髪検査]。

漢川流域環境庁 [2009] 『폐기물 수출입제도』[廢棄物輸出入制度]。

韓国関税貿易開発院 [2006] 『중고전자제품의 수출에 관한 보고서』[中古電子製品の輸出現状に関する報告書]。

韓国化学試験研究院 [2007] 『영월군마을분진유해물질분석자료』[ヨンエル郡粉塵有害物質の分析資料]。

環境部 [2004] 『廢棄物管理法의解説』。

—— [2008a] 『環境白書』。

—— [2008b] 『廢棄物輸出入制度의ガイドライン』。

- [2008c] 『廃棄物の国家間移動関連法令及びバーゼル協約の業務解説』。
- [2008d] 『環境労働委員会国政監査の提出資料』。
- [2010] 『輸出入廃棄物の許可・申告の判別』。